

コロナ感染 通塾に関するガイドライン

1. 【濃厚接触者が該当する可能性がある場合】

■以下の事実が判明した際は、判明した当日からの通塾をお控えください。

- ・お子様（塾生）が通っている学校内で感染者が出た場合
- ・保護者様の勤務先や、塾生の兄弟姉妹の通学先・勤務先で感染者が出た場合

■当塾の授業について

安全が確認できるまで、原則オンライン授業に切り替えて実施します。

■通塾再開の時期

学校、勤務先で感染者がでた翌日以降で、「濃厚接触者に該当しないと確認が取れた」場合、従来通りの通塾を可能とします。

学校内感染や勤務先での感染が判明した時点で、教室までその旨、ご連絡をお願いします。また担当講師が上記に類するリスクが判明した場合、即時、保護者様にご連絡します。

2. 【お子様（塾生）のご家族が濃厚接触者に該当する場合】

■塾の授業について

安全が確認できるまで、オンライン授業に切り替えて実施します。

■通塾再開の時期

ご家族（保護者様、塾生の兄弟姉妹）が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間経過後、発熱等の症状が一切ない場合、お子様（塾生）の通塾を可能とします。

3. 【お子様本人（塾生本人）が濃厚接触者に該当する場合】

■塾の授業について

安全が確認できるまで、オンライン授業に切り替えて実施します。

■通塾再開の時期

お子様（塾生）が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間経過後、発熱等の症状が一切ない場合、お子様（塾生）の通塾を可能とします。

また通塾再開に先立ち、陰性の証明書（PRR 検査または治癒証明書）をメール添付またはファックスでお願いします。

4. 【お子様（塾生）が感染した場合】

■塾の授業について

軽症の場合、オンライン授業に即時切り替えて実施が可能です。

■通塾再開の時期

感染が確認された日の翌日から起算して2週間経過後、発熱、咳等の症状が一切なく、完全に治癒したと病院や保険所が認めた場合、通塾を可能とします。

また通塾再開に先立ち、陰性の証明書（PRR 検査または治癒証明書）をメール添付またはファックスでお願いします。

5. 【ご家族が感染した場合】

■塾の授業について

安全が確認できるまで、オンライン授業に切り替えて実施します。

■通塾再開の時期

①ご家族が自宅以外で療養し治癒した場合

感染したご家族が病院、ホテル等に隔離された日の翌日から起算して2週間経過後、お子様（塾生）に発熱等の症状が一切ない場合、通塾を可能とします。

また通塾再開に先立ち、お子様（塾生）の陰性の証明書（PRR 検査または治癒証明書）をメール添付またはファックスでお願いします。

②ご家族が自宅で療養し治癒した場合

最後に感染したご家族が治癒した日の翌日から起算して2週間経過後、お子様（塾生）に発熱等の症状が一切ない場合、通塾を可能とします。

ご家族の感染が確認された日から、4週間程度の通塾はお控え下さい。

また通塾再開に先立ち、お子様（塾生）の陰性の証明書（PRR 検査または治癒証明書）をメール添付またはファックスでお願いします。

6. 【お子様を含む塾生・塾のスタッフが感染した場合】

■塾の授業について

塾関係者（塾生・塾スタッフ）の感染が判明した時点で、即時、教室を閉鎖します。

安全が確保できるまで対面での授業は全て休止します。

原則、全てオンライン授業に移行。

■対面無業の再開について

濃厚接触者を特定し安全対策を実施します。

また保健所の指示に従った徹底した衛生対策を、24時間~48時間以内に実行し、保健所等の関係機関と相談のうえ、安全が確認できた段階で対面授業を再開。

極力、衛生対策完了後の翌日、遅くとも翌々日からの再開を目指します。